

社会福祉法人 多摩大和園

女性活躍推進法に基づく行動計画

1. 計画期間

令和7年4月1日 ～ 令和11年3月31日

2. 内 容

目 標：超過勤務時間を月平均11時間以内とし、
男女ともに全職員が働きやすい環境を整える

【取り組み内容】

1. 令和7年4月～ 育児休業及び育児休業中の職員に対するフォローアップを充実する。
2. 令和7年4月～ 配偶者が出産した職員に対して、育児休業活用促進のため、個別に制度を周知し、育児に関する意識向上を計る。
3. 令和7年4月～ 介護休業について、全職員へ周知する。
4. 令和7年4月～ 仕事と育児、介護の両立支援のため、定期的に監督職に対して育児・介護休業関連制度の意識啓発を実施する。
5. 令和7年4月～ 管理職及び監督職へのハラスメント研修を実施する。
6. 令和7年4月～ 1月辺りの平均残業時間削減のため、経営層から長時間労働の削減について、月1回以上メッセージを発信する。
7. 令和7年5月～ 各事業にて業務効率化を図り、進捗状況を毎月の運営会議で確認する。
8. 令和7年10月～ 柔軟な働き方を実現するための措置を全職員に周知し、実施する。

以上